# 令和7年度



# 町民税給与所得等にかかる 県民税特別徴収のしおり 森林環境税特別徴収のしおり

特別徴収事務についての問合せ

# 山 形 県 河 北 町

税務町民課町民税係

〒999-3511 山形県西村山郡河北町谷地戊81番地 電話(0237)73-2111(代) FAX(0237)72-7333

## ■目次

• 特別徴収事務及び税額の納入方法	2	頁
• 納税者が退職・転勤等で異動した場合の手続き	§ 3	頁
<ul><li>異動届出書の記載例</li></ul>	. 4	頁
• 退職所得にかかる町民税・県民税の特別徴収・	. 5	頁
• 町民税・県民税・森林環境税の計算方法	7	頁
• 特別徴収に係るゆうちょ銀行の指定	1(	)頁
● 異動届出書		
特別徴収新規該当者届	2	組
特別徴収義務者の所在地・名称等変更(新規		
届出書		組
給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別 徴 収に係る給与所得者異動届出書	3	組
• 令和7年度町民税·県民税·森林環境税特別額	数収	く簿

## ■ 納入できる金融機関等

・河北町内で納入できるところ

- 山形銀行
- 荘内銀行
- 北郡信用組合
- きらやか銀行
- 山形信用金庫
- ゆうちょ銀行
- 東北労働金庫
- さがえ西村山農業協同組合
- 河北町役場会計課

以上の河北町内各支店・各支所

- ・河北町外で納入できるところ
  - 上記金融機関の本店並びに支店
  - 指定したゆうちょ銀行

河北町外のゆうちょ銀行から納入を希望する場合は、10頁をご覧ください。

## ■特別徴収事務及び税額の納入方法

## 1. 特別徴収とは

事業主が従業員(納税者)の毎月の給与から町民税・県 民税を差し引いて納入していただく制度です。

1年間に納付しなければならない税額を6月中に支払う 給料から翌年の5月中に支払う給与までの12回に分けて毎 月の給料から差し引いて納めていただくことになります。

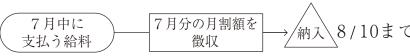
## 2. 特別徴収の対象となる人

令和7年1月1日現在で本町に住所を有し、令和6年中に給与の支払いを受け、かつ令和7年4月1日に給与の支払いを受けている人(正社員・パート・アルバイトを問わず)です。

## 3. 納 期 限

月割額を徴収した月の翌月10日(その日が土日・祝日の場合、翌平日)です。

例)6月20日メで7月1日に6月分の給料を支払った場合、 7月分の月割額として徴収し、8月10日まで納めてくだ さい。



## 4. 納入方法

(1) 各納税者から徴収した月割額の合計額を同封してあ

る納付書で納入してください。

なお、退職所得にかかる町民税・県民税の特別徴収 については5頁をご覧ください。

(2) 退職者の一括徴収の場合

退職等により一括徴収された税額は、他の給与所得者にかかる特別徴収税額とあわせて納入してください。 なお、この納入税額は、納付書の「給与分」税額欄 に他の在職者の月割額と合計して記入することになり ますのでご注意ください。

## 5. 納期限後納入にかかる延滞金及び督促手数料

特別徴収義務者が納期限までにその徴収税額を納入しない場合は、延滞金及び督促手数料を負担していただく場合がありますので、納入期限までに必ず納入してください。

## 6. 特別徴収税額の変更

特別徴収税額に変更が生じたときは、事業所用及び納税者用の税額変更通知書をお送りします。

なお、納税者にも直ちに交付してください。

## 7. 納期の特例

特別徴収は、年間12回で納入していただくことになっていますが、従業員が常時10人未満の事業主に限り、納期特例の申請をして承認を受けると、年間12回の納入を年間2回にすることができます。

## ■納税者が退職・転勤等で異動した場合の手続き

## 異動があった場合は、翌月10日までに必ず異動届出書を提出してください。

(届出の遅れや未提出の場合、督促状や催告書が送付されることがあります。)

## 1. 退職等の場合

特別徴収で納税している人が退職等により給与の支払を受けなくなった場合は、給与の支払いを受けなくなった月の翌月10日までに「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」に退職した人の住所、氏名、特別徴収税額(年税額)、徴収済税額、未徴収税額、異動事由等を記入して提出してください。

なお、給与から徴収できなくなった税額の納入方法には、 次の2つがあります。

## ① 退職等で異動した日が1月~4月の場合

1 一括徴収

退職等の異動日が1月以降になる場合、<u>納税者本</u> 人の申し出がなくても未納額分を一括徴収し、当月 分と一緒に納入してください。

## ② 退職等で異動した日が5月~12月の場合

1 一括徴収

納税者と話し合いのうえ、未納額分の一括徴収の申し出がある場合は、当月分と一緒に納入してください。

## 2 普通徴収への変更

一括徴収ができない場合は、納税通知書を納税 者本人に送付し、納税者から残りの税額を納入して いただきます。

## ※注意点

「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」の「一括 徴収」欄に給与又は退職手当等の支払予定月日、徴収 予定額、納入月分を記入してください。

## 2. 転勤等の場合

転勤等により勤務先が変わった場合、その新しい勤務 先で引き続き特別徴収を納税者が希望した場合に、特別 徴収を継続できます。

この場合、徴収税額及び徴収開始月について、新しい 勤務先に必ず連絡してください。その上で、「特別徴収 にかかる給与所得者異動届出書」の「特別徴収継続」欄 に新しい勤務先の名称、住所、徴収税額、徴収開始月な どの必要事項を忘れずに記入しご提出ください。

### ■異動届出書の記載例

	給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書 特 別 徴 収	年 度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	① 指定番号(税額の通知書などに記載してある番号) を 記入してください。
	河北町長殿	特別像収義務者 指定番号  加速 当絡 氏名 かいまくべにひめ 電話 0237 - 73 - 2111 内線(113)	② 特別徴収義務者の名称及び所在地等を記入してで ださい。 なお、個人番号を記入する場合は、左側を1文字空 けて記載してください。
4-	プリガナ     カホク     ベニノスケ       氏名     かほく     べにのすけ     (ア)     (イ)     (ウ)       給     生年月日     令和     ○年     ○月     ○日     特別徴収税額 (年税額)     微収済額 (年税額)     (ア) - (イ)     ※       万     個人番号     1     2     3     4     5     6     7     8     9     0     1     2     ⑥     ⑦     ※	異動 年月日 <b>夏</b> 動の事由 税額の徴収方法 <b>夏</b> 加 <b>取</b>	<ul><li>③ 異動届出書の担当者の所属・氏名・電話番号を記入してください。</li><li>④ 給与所得者の氏名・フリガナ・生年月日・個人番号・受給者番号を記入してください。</li></ul>
5-	付 者     1月1日 現在の住所     河北町谷地字みどり町○番地△     12 月まで     5 月まで       異動後の 住所     徳島県藍住町奥野字矢上前 ○○番地△     120,200円     70,200円     50,000円	R7 年 1 1 2 · 版	⑤ 給与所得者の令和7年1月1日現在の住所を記力 してください。1月2日以降に住所を変更している場合 は、異動日現在の住所を「異動後の住所」の欄に記力
①-	1. 特別徴収継続の場合       特別徴収義務者 指 定 番 号     新規 法 人 番 号       所 在 地 砂液 洗光者     丁 所 在 地 砂液 洗光者       大名又は名称     工 り り り り り り り り り り り り り り り り り り ち た も も ち ち ち ち ち ち ち ち ち ち ち ち ち ち ち ち	新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。 受給者番号 内線()) 約付書の要否 (新規の場合のみ記載) ロール・ロール・ロール・ロール・ロール・ロール・ロール・ロール・ロール・ロール・	してください。 <ul><li>管 特別徴収税額(該当者の年税額)を記入してください</li><li>で 異動日までに毎月の給与から差し引いた税額の合き額及び何月分まで差し引いたかを記入してください。</li></ul>
13-	2. 一括徴収の場合       微収予定月日         理       1       1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出があったため         は       1       2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収継続の申出がないため         2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収継続の申出がないため       12月 20日	微収予定額 (上記(ウ)と同額)     左記の一括徴収した税額は、 12 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。	<ul><li>⑧ 未徴収税額を記入してください。</li><li>⑨ 退職・転勤など異動した日を記入してください。</li></ul>
14-	3. 普通徴収の場合  理	※ 町 記 入 欄	⑩ 異動の内容を選んで該当する番号を記入してくた さい。

- ※ 給与支払報告書を提出し、新たに特別徴収を予定していた給与所得者が4月1日現在で異動(退職・転勤等)しているときは4月15日まで、また、4月2日から5月31日までの間に異動したときは、税額が通知された月(当初税額通知書は5月に発送します。)の翌月10日までに、給与所得者異動届出書を提出してください。
- ※ 既に特別徴収をしている給与所得者が異動がしたときは、給与所得者異動届 出書を給与の支払を受けなくなった月の翌月10日までに提出してください。 非課税者が異動したときも異動届出書の提出をお願いいたします。
- ※ 令和8年1月以降の退職者からは必ず一括徴収してください。

- ① 異動後の未徴収税額の徴収方法について該当する番号を記入してください。1.を選んだ場合は⑫を、2. を選んだ場合は⑬を、3. を選んだ場合は⑭を引き続き記入してください。
- ② 転勤等の場合で給与支払者(特別徴収義務者)が変更になる場合に、この欄に新勤務先の名称・所在地、何月から徴収するかを記入してください。また、その旨を新勤務先に必ず連絡してください。なお、納税義務者用の特別徴収税額通知を電子データで受け取る場合は、受給者番号を必ず記載してください。
- ③ 退職の場合で一括徴収する際、該当項目を選択し、給与又は退職手当等の支払予定日、徴収予定額、納入月分等を記入してください。
- ⑭ 退職の場合で普通徴収を選んだ場合、該当する番号を記入してください。

## ■退職所得にかかる町民税・県民税の特別徴収

退職所得にかかる町民税・県民税(分離課税)については、所得税と同様に、退職手当等を支払う際に税額を計算し、退職手当等の支払金額からその税額を差し引いて、毎月の特別徴収税額と一緒に納入してください。

## 1. 退職所得にかかる町民税・県民税の納税義務者

退職所得等の支払いを受けるべき日の属する年の1月 1日現在で本町に住所を有し、退職手当等の支払いを受 ける人です。ただし、1月1日現在で生活保護法の規定 による生活扶助を受けている人及び死亡退職でその退職 手当等が相続人に支給されている場合は除かれます。

## 2. 税額の算出方法

(退職手当等の金額 – 退職所得控除額) × 1/2 ×税率 (町民税6%県民税4%)

## 3. 退職所得控除額

ア 勤続年数が20年以下の場合 40万円×勤続年数 (80万円に満たないときは80万円)

イ 勤続年数が20年を超える場合 800万円+70万円×(勤続年数-20年)

なお、本人が障害者になったことにより退職した場合は、 控除額がさらに100万円加算されます。

# 4. 退職所得分個人町・県民税納入申告書への法 人番号又は個人番号の記入等

マイナンバー制度の導入に伴い、退職所得分個人町・県 民税納入申告書に法人番号又は個人番号の記入が必要となりました。法人と個人事業主で納入申告書の提出方法が異 なりますので下記にご留意ください。

## (1) 法人の場合

納入済通知書の表面・裏面(納入申告書)にそれぞれ 以下のように記入して、金融機関等へご提出ください。

表面 納入金額等の必要事項をご記入ください。

裏面 退職所得に係る税額の内容等をご記入ください。 その際、特別徴収義務者欄に法人番号を記入し てください。

## (2) 個人事業主の場合

金融機関等は、法律上、個人番号を扱うことができないため、納入済通知書を2枚使用して、以下のようにご記入・ご提出をお願いします。

○ 金融機関等への提出分

表面 納入金額等の必要事項をご記入ください。

裏面 何も記入しないでください。

○ 河北町への提出分

表面 何も記入しないでください。

裏面 退職所得に係る税額の内容等をご記入ください。 その際、特別徴収義務者欄に個人番号を記入し てください。

なお、退職所得に係る町民税・県民税を納入したあと追 給などがあった場合はご相談ください。

## 1. 納入すべき金額が納入金額(1)の欄の金額と同じときの使用例

市区町村コード		П	座 番	号		fin .	入	者	名
0 6 3 2 1	_	44(	0-1-9		山	74 P	•		_ <del></del>
	指		定 番	号	納	入金額	(1)		
令和07年06月分		0	1020			5	3,2	00	円
納入すべき金額 納入金額(1)の欄の		納	給与分 (-括微収)	億千		万	ŦŢ		
異なるときは、 (1)の欄を横線で		入	退 職 所得分		Í		Í		
納入金額(2)の欄( てください。	に記入し	金	延滞金		Ţ		Ì		
納期 令和7年7	月10日	額	督 促 手数料		Ţ				
PK		(2)	合計額		Ţ		Ţ		
(特別徴収義務者) 住 所 又は 所在地	Ŧ				領収日				
氏 名 又は 名 称				殿	付印				月分

山形県西村山郡河北町 個人町民税 個人町民税 個人町民税 個人県民税 領 収 証 書 ② 山形県西村山郡河北町 個人県民税 領 収 証 書 ② 山形県西村山郡河北町 個人県民税 領 収 証 書 ②

市区町村コード	П	座番	号	加	入	者	名
0 6 3 2 1	5 0244	10-1-9	60018	山形県	阿北岡	叮会計	管理者
	指	定 番	号	納入金	[祖(1)		
令和07年06月分	0	1020			53,	200	円
納入すべき金額 納入金額(1)の欄の		給与分 (一括微収 分を含む)	億千		5 F		
異なるときは、納 (1)の欄を横線で抹	消し、入	退職					
納入金額(2)の欄に てください。	金	延滞金					
納期 令和7年7月	110日 都	督 促 手数料					
日計	口 円	合計額					
(特別徴収義務者) T	= 1			ČF:			
大は、				領収			
氏 名				付			
又は 名 称				印			月分

市区町村コード	口座	番号	加入者	名
0 6 3 2 1 5	02440 - 1	<b>-</b> 960018	山形県河北町会記	十管理者
令和 0 7 0 6	0010	章 2 0 3 (	納入金額(1) 53,20	oo <sup>円</sup> ,
納入すべき金額が右の約(1)の欄の金額と異なるときに入金額(1)の欄を横線で抹消入金額(2)の欄に記入してくだめ。	退納納入金額 怪手数	金促料		
領収日付印	(特別徴 住 所 所 在 成 所 在 地 氏 ス 名 は 称 者 指 な は れ な は れ る は れ る は れ な は る な る な る る る る る る る る る る る お る っ る る っ る っ る	号		利勺

(受付店→山形銀行谷地支店→河北町)

# 2. 納入すべき金額が納入金額(1)の欄の金額と違うときの使用例 山形県西村山郡河北町 個人町民税 領収 証書 ② 山形県西村山郡河北町 個人町民税 領収 証書 ② 山形県西村山郡河北町 個人町民税 領収 証書 ②

(納入者保管)

шижетшы	//-J \ ( \mu )	1	森林環境	殺叫	42	X all	盲	$\Theta$
市区町村コード	E 00	□ 4.4	座 番		.1.	加入		名然细北
0 6 3 2 1			0-1-9			形県河北		官理有
	指		定 番	号	神	]入金額(1)	)	
令和07年06月分		0	1020	3 0		<del>53</del>	,200	円
納入すべき金額 納入金額(1)の欄の		納	給与分 (-括微収 分を含む)	億千		59	4	
異なるときは、約 (1)の欄を横線でお	<b>ķ消し、</b>	入	退 職 所得分		Ţ			
納入金額(2)の欄に てください。	記入し	金	延滞金					
納 期 令和7年7月	月10日	額	督 促 手数料					
		(2)	合計額			59	4 (	00
(特別徴収義務者) <sup>=</sup> 住 所 又は 所在地	T	_			領収日			
氏 名 又は 名 称				殿	付印			月分

		*1*	个小小小孩少元	170				
市区町村コード		П	座番	号		加入	者	名
0 6 3 2 1	5 02	44	0-1-9	60018	山	形県河北	町会計	·管理者
	指		定 番	号	納	入金額(1)		
令和07年06月分		0	1020	3 0		<del>53</del> ,	200	円:
納入すべき金額 納入金額(1)の欄の		納	給与分 (-括微収 分を含む)		T	59	4 (	
異なるときは、# (1)の欄を横線で打	未消し、	入	退 職所得分		Ţ			
納入金額(2)の欄 l てください。	こ記入し	金	延滞金		Ţ			
納期 令和7年7	月10日	額	督 促 手数料		Ţ			
日計	口円	(2)	合計額		Ţ	59	4	00
(特別徴収義務者)	Ŧ	1_			Т			
住所又は					領			
所在地					収			
					日			
氏 名					付			
又は 名 称					印			月分
					_			HH / CI ///: \

(金融機関保管)

## 山形県西村山郡河北町 個人町民税 領人 収証書 ② 会林環境報 領収証書 ③

市区町村コード	口座番号	加入者名
	2440-1-960018	山形県河北町会計管理者
0 0 0 2 1 0 02	1 300010	四/// 八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八
年 月分	指定番号	(nh 1 \ /65/4)
☆和 0 7 0 6 0	0 1 0 2 0 3 0	納入金額(1)   <b>53,200</b> 円
	給与分 (一括版収 ) (分を含む)	59400
納入すべき金額が右の納入金額 (1)の欄の金額と異なるときは、納 入金額(1)の欄を横線で抹消し、納	退 職	
入金額(2)の欄に記入してください。	金延滞金	
納 期 令和7年7月10日	督 促 手数料	
取りまとめ局 仙台貯金事務センター (〒980-8794)	(2) 合計額	59400
領	(特別徴収義務者) 〒 住 所 又は	
収 日	所在地	
付	氏名	
月分	名 称 指定番号	納

(受付店→山形銀行谷地支店→河北町)

## ■町民税・県民税・森林環境税の計算方法

町民税・県民税・森林環境税の税額は、次のように算出 されています。

ただし、分離譲渡所得や山林所得などは、税率や計算方法が 異なりますので、詳しくは税務町民課にお問い合わせください。

町民税額=課税標準額×税率-税額控除+町民税均等割額 県民税額=課税標準額×税率-税額控除+県民税均等割額 課税標準額=所得金額-所得控除 森林環境税(国税)=1,000円

## 1. 所 得 控 除

- ○雑損控除…⑦と⑦のいずれか多い方の金額
  - ア 損失の金額-保険等で補てんされる額-総所得金額等の10%
  - ① 損失の金額のうち災害関連支出金額-5万円
- ○医療費控除… 支払った \_ 保険等で 医療費の額 補てんされる額 - ⑦と①のいずれか少ない方の金額
  - ⑦ 10万円
  - ⑦ 総所得金額等の5%
- ○医療費控除の特別例(セルフメディケーション税制)

スイッチOTC - 保険金額で - 12,000円 医療品の購入費用 補てんされる額 - 12,000円

○社会保険料控除

- 支払った金額
- ○小規模企業共済等掛金控除

## ○生命保険料控除・地震保険料控除

		支払金額	控 除 額					
新	12	,000円以下のとき	全額					
契	112	,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2+6,000円					
三約	132	,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円					
ポソ テ	56	,000円超のとき	28,000円					
i III	15	,000円以下のとき	全額					
	115	,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+7,500円					
,,	140	,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円					
. 約	70	,000円超のとき	35,000円					
/ <b>Z</b>  ⊢	額(限度額70,000円)、一般生命保険料又は個人年金保 険料については、新契約と旧契約の双方について控除の 適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式に より計算した控除額の合計額(限度額28,000円)							
険適	料间用	については、新契約と旧契 を受ける場合、新契約と旧	約の双方について控除の 契約それぞれ上の算式に					
険適よ	料间用	については、新契約と旧契 を受ける場合、新契約と旧	約の双方について控除の 契約それぞれ上の算式に					
険 選 よ 保	料用り地	については、新契約と旧契を受ける場合、新契約と旧 を受ける場合、新契約と旧 計算した控除額の合計額(	約の双方について控除の 契約それぞれ上の算式に 限度額28,000円)					
険適よ 保険	料用り地震	については、新契約と旧契を受ける場合、新契約と旧 を受ける場合、新契約と旧 計算した控除額の合計額(  支払金額	約の双方について控除の 契約それぞれ上の算式に 限度額28,000円) 控除額					
険適よ 保険料 一	料用り地震日	については、新契約と旧契を受ける場合、新契約と旧 を受ける場合、新契約と旧 計算した控除額の合計額(I 支払金額 50,000円以下のとき	約の双方について控除の 契約それぞれ上の算式に 限度額28,000円) 控除額 支払金額の1/2					
険適よ 保険料 一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	料用り地震・日長期	については、新契約と旧契を受ける場合、新契約と旧 を受ける場合、新契約と旧 計算した控除額の合計額(I 支払金額 50,000円以下のとき 50,000円超のとき	約の双方について控除の 契約それぞれ上の算式に 限度額28,000円) 控除額 支払金額の1/2 25,000円					
険適よ 保険料 一場	料用り地震日長	については、新契約と旧契を受ける場合、新契約と旧 計算した控除額の合計額(I 支払金額 50,000円以下のとき 50,000円超のとき 5,000円以下のとき	約の双方について控除の 契約それぞれ上の算式に 限度額28,000円) 控除額 支払金額の1/2 25,000円 全額					

## ○人的控除

		超本人の 得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配作	見者	一般	33万円	22万円	11万円
控	除	老人	38万円	26万円	13万円
	所彳	导金額		控除額	
一配		万円超 5円以下	33万円	22万円	11万円
偶		万円超 万円以下	33万円	22万円	11万円
者		0万円超 万円以下	31万円	21万円	11万円
1		5万円超 万円以下	26万円	18万円	9万円
特		0万円超 万円以下	21万円	14万円	7万円
別		5万円超 万円以下	16万円	11万円	6万円
控		0万円超 万円以下	11万円	8万円	4万円
除	125万円超 130万円以下		6万円	4万円	2万円
		0万円超 万円以下	3万円	2万円	1万円

障 急	子者控除	26万円
特別	J 障 害 者 控 除	30万円
同月	号特別障害者控除	53万円
本	寡婦控除	26万円
1	ひとり親控除(※1)	30万円
	勤労学生控除	26万円

- ※1 ひとり親とは、令和6年12月末現在、婚姻していない 方で生計を一にする子(※2)を有する方をいいます。
- ※2 子とは、総所得48万円以下の方で、他の人の扶 養親族等になっていない方をいいます。

++-	一般(16歳~18歳、23歳~69歳)	33万円
大	特 定(19歳~22歳)	45万円
	老 人 (70歳以上)	38万円
1年	同居老親等	45万円
所	16 歳 未 満	0円

基			2,400万円以7	<del>,</del>	43万円
基礎	納税者本	人の	2,400万円超	2,450万円以下	29万円
控除	所 得 金	額	2,450万円超	2,500万円以下	15万円
除	771 13	1 H/\	2,500万円超		適用なし

## 2. 税 率 等

## ○所得割

課税標準額	税率
町民税	6 %
県民税	4 %

## ○均等割

町民税	3,000円
県民税	2,000円

- ※ 県民税均等割は、「やまがた緑環境税」1,000円を含 みます。
- ○森林環境税(国税)1,000円

## 3. 税額控除

## ○配当控除

	控	除 種 目		号金額が 5円以下 『 分	課税所得 1,000 超 える	
			町民税	県民税	町民税	県民税
	利益	を の 配 当 等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
配当控除	証 券	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	投資信託等	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

## ○住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において、平成21年から令和7年 までの入居に係る住宅借入金等特別控除を受けた場 合、①と②のいずれか少ない金額(97.500円を限度)。

- ① 所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、 所得税から控除しきれなかった額
- ② 所得税の課税総所得金額等の額に、5%を乗じて得た額
- ※ ただし、居住年が平成26年4月から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得又は特別特定取得に該当する場合には、「97,500円」を「136,500円」と、「5%」を「7%」とします。

## ○配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区分	町民税	県民税
配 当 割 額 又 は 株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

## ○調整控除

- ・合計課税所得金額が200万円以下の場合 次の①と②のいずれか少ない額の5%(町民税 3%、県民税2%)の金額
  - ① 人的控除額の差の合計額
  - ② 合計課税所得金額
- 合計課税所得金額が200万円超の場合 {人的控除額の差の合計額 -(合計課税所得金額-200万円)} の5%の金額
  - **※** ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500 円とします。

## ○寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額が2 千円を超える場合には、その超える金額の県民税は 4%、町民税は6%に相当する額(総所得金額等の 30%を上限)

- ① 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- ② 住所地の道府県共同基金又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- ③ 都道府県、市町村が条例で定めた団体
- \* ただし、①のうち、特例控除の対象となる寄附金については、次のAとBの合計額(所得割の20%を限度)
  - A (①の寄附金-2千円) ×10%
- B (①の寄附金-2千円) × (90%-所得税の税率×1.021) (所得税の税率0~45%(所得によって異なります。))

## 4. 非課税者

- 障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親に該当し、前年 の合計所得金額が135万円以下の方
- 下記の判定式に該当する方 前年の合計所得金額≦28万円×(控除対象配偶者+扶養 親族数+1)+17万円+10万円
- ※ ただし、控除対象配偶者又は扶養親族を有しない場合 は、前年の合計所得金額が38万円以下の方とします。
- ※ 森林環境税については、上記「17万円」を「16.8万円」 とします。

# ---切り取り線

## 特別徴収に係るゆうちょ銀行の指定

河北町外の事業所で、特別徴収税額のゆうちょ銀行への払い込みを希望する場合は、右の指定通知書に払い込みを希望するゆうちょ銀行名と提出年月日を記入のうえ、 当該ゆうちょ銀行に提出してください。

## 指定通知書

地方税法第321条の5第4項の規定により、貴店を本町の町民税・県民税(特別徴収)取扱店に指定しましたので通知します。

口座番号 02440-1-960018加入者の名称 山形県河北町会計管理者取りまとめ局 仙台貯金事務センター

年 月 日

河北町長 森 谷 俊 雄

ゆうちょ銀行支店長様

## 異動 届出書

- 1. 退職、転勤、休職(給与を支払わなくなったとき)などにより、給与から町民税・県民税を差し引けなくなったときは、異動があった翌月10日までに「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。
  - ※ 納税者が退職した場合、退職最後の給与及び退職金等で特別徴収税額の未徴収分を一括徴収して納入するときは、異動届出書の一括徴収の欄に一括徴収の理由、徴収予定月日、一括徴収予定額、納入月を必ず記入し、提出してください。また、一括徴収できないときは、一括徴収できない理由の欄に該当項目を選択し、その他を選択したときは、理由を記入して提出くださるようお願いします。

なお、翌年1月1日以後に退職等があった場合は、一括徴収のみになります。

- 2. 給与支払報告書を提出後、退職などで給与の支払いを受けなくなる方がいるときは、必ず「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。
- 3. 用紙が足りないときは、コピー又は本町ホームページからダウンロードした届出書をご使用ください。
  - ※ 「給与所得者異動届出書」「特別徴収義務者の所在地・名称等変更(新規)届出書」「特別徴収新規該当者届」「特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」「特別徴収税額通知の受取方法変更届」は、本町ホームページからダウンロードできます。

URL https://www.town.kahoku.yamagata.jp/

4. 特別徴収新規該当者届、所在地・名称等変更(新規)届出書、給与所得者異動届出書は、2部複写になっていますので必ず下敷を使用してください。

特別徴収新規該当者届 2組 所在地·名称等変更(新規)届出書 1組 給与所得者異動届出書 3組

## 特別徴収新規該当者届 (提出用)

河北町長	殿			住所(居所) 又は所在地	₹							特別徴収	義務者 番 号		(	新規
			給行業	フリガナ									所属			
			給与支払 (特別徴 (養務者	氏名								担当者 連絡先	氏名			
			者型	氏名 又は名称									電話		内線(	)
年	月	日提出		法人番号								納付	書 <sup>外記載)</sup>	1. 必要	2. 不 要	

下記の者について特別徴収を希望します。

	住 所	フリガナ	生年	三月	日	入社	: 年 月	日	普 通 徴 収 納 付 済 額	特別徴収開始予定月		
1	受給者番号		年	月	日	年	月	日	期分まで ( 円)	(	月	月分より 日納入期限分)
2	受給者番号		年	月	日	年	月	日	期分まで ( 円)	(	月	月分より 日納入期限分)
3	受給者番号		年	月	日	年	月	日	期分まで ( 円)	(	<del>/                                    </del>	月分より 日納入期限分)
4	受給者番号		年	月	日	年	月	日	期分まで ( 円)	(	月	月分より 日納入期限分)

- ○普通徴収納付済額は、該当者が普通徴収で一部納付している場合に記入してください。
- ○特別徴収開始予定月は、これから特別徴収するにあたり引去りが可能な月を記入してください。
- ※納期限を経過した普通徴収税額は、特別徴収できませんのでご注意ください。

## 特別徴収新規該当者届(控 用)

河北町長属	投		住所(居所) 又は所在地	Ŧ							特別徴収 指 定 者	養務者 番 号		Q	新規
		給特業	フリガナ									所属			
		給与支払 (特別徴) (義務者	氏名								担当者 連絡先	氏名			
		者以看	氏名 又は名称									電話		内線(	)
年 月	日提出		法人番号								納付	書 外記載)	1. 必要	2. 不 要	

下記の者について特別徴収を希望します。

	10万円(00人円が成代を加重しよう。										
	住所	フリガナ	生年	三月	日	기 Al-	年月	日	普通徴収		特別徴収
		氏 名		- Д	Н		. 十 万	Н	納付済額		開始予定月
1									期分まで		
1			左	П	п	左	П	п			月分より
	受給者番号		年	月	日	年	月	日	( 円)	( )	月 日納入期限分)
2									期分まで		
			年	月	日	年	月	日			月分より
	受給者番号		+	Л	Н	+	<u>л</u>	Н	( 円)	( )	月 日納入期限分)
3									期分まで		
			年	月	日	年	月	日			月分より
	受給者番号			Л	H	+		Н	( 円)	( )	月 日納入期限分)
4									期分まで		
4			年	月	日	年	月	日			月分より
	受給者番号		+	力	Н	+	月	Н	( 円)	( )	月 日納入期限分)

- ○普通徴収納付済額は、該当者が普通徴収で一部納付している場合に記入してください。
- ○特別徴収開始予定月は、これから特別徴収するにあたり引去りが可能な月を記入してください。
- ※納期限を経過した普通徴収税額は、特別徴収できませんのでご注意ください。

## 特別徴収義務者の所在地・名称等変更(新規)届出書 (提出用)

	河北町長 属	л Z	給 与 支 払 (特別徴収義務者	所在地 フリガナ 名 称	Т									担 担	別徴収義務定番 所属	另			
	年	月 日提出		法人番号											電話	5		内線	ŧ ( )
(	◎この届出書は、特 ◎変更届出書の場 ◎誤読を避けるため	合は、変更する事	項のみ記り	入してください		 i規に届出 <sup>·</sup>	する場合に記	記載し、	すみやかり	こ提出し	してください	\ <sub>o</sub>			変更年	月日	年	月	]
	事 項			:	変更前	前(旧)									変 戛	更後 (業	折)		
ľ	フリガナ																		
	所 在 地	〒									₹								
	フリガナ																		
	方 書																		
t	フリガナ		-			-			-									-	
	名称																		
	電話番号																		
F	関係書類送付先	Ŧ									₹								
[	上記所在地と異なる場 合に記入してください。																		
	届出事由	1. 名称変更等	『 □社名変 □分割に		□合併によ □新規の届		(□旧社名の □その他(		は登記存続	し社名	変更 🗆	旧社名の	の法人は登	<b>遂記上解</b>	散し合併され	た)			
	「該当の□に レ を記入	2. 所在地変更					□送付先変		記簿変更知	無)			,						
	してください。	3. その他	□徴収の	一本化	□事業所等	等の廃止_	□事業の休	k1F	□事業の層	廃止 □	]その他(					)			
	Λ /¼ pT d=	合併・吸収・ 分割先の名称	:													収義務者 番 号			(新規)
	合併・吸収 及び分割の				合	ì併·吸収	又•分割後(	の指定	产番号							収•分割後(	の納入開始時期	納	付書
	場合に記入してください。	1. 旧特別徴収 2. 合併・吸収・ 3. 新規に指定	・分割先の	)指定番号(				継続使 吏用す	用する。 る。	₹ <b>※</b>	番号のみ値 理由が2	更用可能 、3の場合	t、存続会 です。 合は、給与 出してくだ	所得者	<b>幼力 甘日 (</b>	年 月	月分 日)から 納入予定	1. 必要	· 2. 不要

<sup>-</sup>(注) 法人町民税については、別途「法人設立(事業所開設)届出書」又は「法人申告事項に関する異動届」を河北町役場税務町民課町民税係に提出してください。

## 特別徴収義務者の所在地・名称等変更(新規)届出書 (控 用)

河北町長	新 ( 特			特別徴収義務者 指 定 番 号 所属 担 当 者 連 絡 先	
年	日 提出 者 法人番号			電話	内線(  )
◎変更届出書の場	所徴収義務者の所在地等に変更があった場合や新合は、変更する事項のみ記入してください。 )、フリガナは必ずつけてください。	規に届出する場合に記載し、すみやかに	- 提出してください。	変更年月日	手 月 日
事 項	変更前	前 (旧)		変 更 後 (新)	
フリガナ					
所 在 地	〒		₸		
フリガナ					
方書					
フリガナ					
名称					
電話番号					
関係書類送付先	〒		Ŧ		
上記所在地と異なる場合に記入してください。					
   届出事由	1. 名称変更等 □社名変更 □合併によ		→社名変更 □旧社名の法人は登記上 、	解散し合併された)	
/四 口 ず 口 _ 該当の□に レ を記入	□分割による変更 □新規の属 2. 所在地変更 □事務所等が移転(登記簿変更を		£)		
してください。_		等の廃止 □事業の休止 □事業の廃		)	
	合併・吸収・ 分割先の名称			特別徴収義務者 指 定 番 号	新規)
合併・吸収 及び分割の	27113	・併・吸収・分割後の指定番号		合併・吸収・分割後の納入開始時期	
場合に記入してください。	1. 旧特別徴収義務者の指定番号( 2. 合併・吸収・分割先の指定番号( 3. 新規に指定番号を取得する。	)を継続使用する。 )を使用する。	※ 理由が1の場合は、存続会社の 番号のみ使用可能です。 ※ 理由が2、3の場合は、給与所得 動居出まを別途提出してください	年 月ガー (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	1. 必要 2. 不要

<sup>-</sup>(注) 法人町民税については、別途「法人設立(事業所開設)届出書」又は「法人申告事項に関する異動届」を河北町役場税務町民課町民税係に提出してください。

;	給与支払	ム報告	<u>.</u> 1 1-1	係る給.	上元经	2 字 田 禹	# F	山 <del>車</del> /	·+=	шн	٩١				ı						
	持別	徴ル	ζ '-1	ボる和.	<del>' J</del> /기 1 <del></del>	1日共第	<b>沙田</b>		.1疋(	ШН	<b>3</b> /		名	年 度	1.	現年度	2	2. 新年度	3.	両年周	헌
γìπ	北町長	殿			所 7	王 地	₹									収義務者 番 号					
				特	フリ	ガナ	<u> </u>									所 属					
				給与支払者 特別徴収	氏名▽	は名称									担連	氏名					
	年	月	口担山	者似		.番号	┼					△個↓乗	見の記載!	に当たっては、	当絡 者先						
L		<u></u>	日提出			人番号						左端を3	を欄として	右詰めで記載		電 話		1	为線 (		)
	フリガナ																				
給	氏 名					(ア) 特別徴収		(イ) 徴収済	姷	#	(ウ) 徴収税額		動	異	動の	事 由		異 動	後の未	き徴収	
1	生年月日		年	月	日	(年税名		以权仍	帜		(人)	年 月						税額	の徴収	方法	
与	個人番号									_											
所	受給者番号							月	から		月から		年	2.	退 転		職勤	1.	特別領	數収継続	苊
得	1月1日							<u> </u>	まで		<u> </u>     月まで		֓֞֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֡֓֓֡֓֡֓֡֓֡֓֡֓	右から 4.	休 職死		亡	右から 番号を 2.	一 括	兵 徴 収	₹
者	現在の住所									╀			月	記入 6.	合 併	<ul><li>額・不定</li><li>・ 解</li></ul>	散	記入			
	異動後の 住所						円		円		円		日		そ 由・理由	の	他	ა.	普 通(本)	1 1 1 以 以 人 納 付	
느	正加													Į.			J				
1.	特別徴収継続														架1 )	・勤務先々	~ 14	日宝成百		円を	<i>t</i> >
_	特別徴収象 指定 番					(第	新規)	法人番	号						A) CV	٦					1
新华			Ē						担									)日納入期[		6	
い単	所在	地							当	属					徴収し	ン、納入っ	するよ	う連絡済み	<sup>メ</sup> です。		
新しい勤務生	フリガラ	ナ							者連	氏名					受給	者番号					
先表	氏名又は	名称							絡	電						の要否	┢	右から			_
									先	話		内線	(	)		合のみ記載)		番号を 1. 記入	必要	2. 个罗	2
2.	一括徴収の場	易合													Т						
П										徴山	7.予定月日	(	徴収 上記(i	(予定額 ウ) と同額	)	左記の	一括律	数収した税額	須は、		
理	1.	異動が令	和 年12)	月31日まで	で、一括領	数収の申出	があっ	たため				-		27 C 1-18X			月分	(翌月10日)	納入期限	見分)で	
由	番号を	異動が令	和 年1	月1日以降	で、特別領	数収継続の	申出が	ないため			月 日				田	納入し	ます。				
브	記入														' '						
3. T	普通徴収の場				- ,	M.L	20.2							*							
1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 理													1	记							
曲	右から	令和 年	5月31日	までに支払	われるべ	き給与又は	退職手	当等の額が	未徴	収税額	頁(ウ)以下	であるた	め   -	入闌							
11	番号を	ロ:ナリテ ト	る退職で	セフトル									11	駅							

	給与支	<b>拟報</b>	告 ,_,	<b>テァル</b>	<b></b> ∠=	3 +v == 3			14		٦١								
給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書 (控 特 別 徴 収											用) 年			1.	現年度	2	2. 新年度	3. 両年度	Ē
γī	丁北町 县	€ 殿													数収義務者 至 番 号				
り 特義 フリガナ カンダ															所属				_
	給 特義 支 別 務 払 似 者 者													担連当絡					_
	ŧ.	年 月 日提出							←個人番号の記載に当たっ					<b>一</b>	電話				_
L		T /1	н жи			人番号						左端を空	闌として右詰めで記	載	电啦		内線	. ( )	)
	フリガナ	+																	
	氏 名	<b>:</b> 年月日			(ア) (イ) (イ) 特別徴収税額 徴収済額			(ウ) 未徴収税額		異重		異動の			異動後の	の未徴収			
給	生年月日				(年税額)			帜		(1) - (イ)	年月日					税額の律	數収方法		
与	個人番号																		
所	受給者番号	7						月	から		月から			1. 退 2. 転		職勤	1. 柴	5別徴収継続	į
得	1月1日							 	まで		一月まで		右から	3. 休 耶 4. 死		亡	右から 2 -	一括徴収	i
者	現在の住所	現在の住所											記人	6. 合 伊	支払少額・不定期 合 併 ・ 解 散		記入		
	異動後の						円		円		円		日	7. そ ´事由・理由	0	他		香 通 徴 収 本 人 納 付)	
	住所								, ,							J			_
1. 特別徴収継続の場合																			
	特別徵収義務者 指 定 番 号 新規 法 人 番 号													新しい勤務先へは、月割額					
新生									担	所	T' ' '				月分(	分(翌月10日納入期限分)から			
した	所 在								当	属				徴収し、納入するよう連絡済みです。					
勤	新特 し別 が収 数義 フリガナ								者	氏						I			_
務 先	者							連絡	<u> </u>				受給	者番号	<u> </u>			_	
	こ 氏名又は名称						先	1 甩	1	内線	納付書の要						į		
$\vdash$									<u> </u>	I DII	<u> </u>	PIN水		<u>′                                      </u>			RU/\		_
2.	一括徴収の	)場合							+				<b>海山子</b> 宁類		   左記の	一括役	数収した税額は 数収		
理 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため										徴収予定月日 (上			(上記(ウ)と同額)				月分(翌月10日納入期限分)で		
																	(五7110日州1)人	为[K] (	
由 右から 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収継続の甲出がないため 番号を 記入										月日			円 納入し			ます。			
3. 普通徴収の場合													_						
3. 音通像収り場合   ※																			
理																			
L       2. 令和 年5月31日までに文払われるべき給与又は退職手当等の額か未徴収析         ab a fine       ab a fine         ab a fine       ab a fine											只(ソ) 炒1	(W) W 1C0	入						
1 1	3.	. 911 K.	よるユは臓で	めるだめ									1 1						

令和7年度 県 民 税 特別徴収簿

特別徴収 義務者名

指定番号

番号	番号氏名		年	部 姷		徴 収 月 割 額											備考
田ケケ	八 石	/况 (识 		6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	/m 19	
合		計															
金融機関			L ,	納入年月日	月 月 日	月日	月日	月日	月 月	月月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	